不利益処分に係る処分基準

処分の名称	長期優良住宅の計画の認定の取消し
根拠条例·規則等名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律
条項	第14条
所 管 部 課	建設局 建築部 住宅政策課 (電話:048-829-1518)
処 基 業 (未設定の理 由) 準 準	・処分基準は、法第14条の定めによる。
設定等年月日	平成21年6月4日設定 平成21年6月4日最終改正
備 考	